

令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 富田小学校、保々小学校、三重小学校、桜台小学校、河原田小学校、桜小学校、三重西小学校、三重北小学校、大谷台小学校、富洲原小学校（河原田小学校、桜小学校、三重西小学校、三重北小学校、大谷台小学校、富洲原小学校は書面監査）
 富田中学校、保々中学校、三重平中学校、桜中学校、富洲原中学校（富洲原中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和 3年11月10日、令和 3年11月12日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【小・中学校共通事項】 質の高い教育活動を行うため、教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取り組みを引き続き推進すること。	【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 校務支援システムや業務アシスタントの活用により業務の効率化を図る一方、定時退校日や部活動休養日（中学校対象）の設定、会議内容の精選を行いながら、職員の勤務時間縮減に向けての取り組みを進めている。また、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。
	【 継続努力 】 令和 5年 3月31日 校務支援システムや業務アシスタントの活用により業務の効率化を図る一方、定時退校日や部活動休養日（中学校対象）の設定、会議内容の精選を行いながら、職員の勤務時間縮減に向けての取り組みを引き続き進めている。また、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を引き続き行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。 監査結果について、各校への情報共有を図り、教職員の働き方改革に向けて引き続き取り組みを進める。

<p>(3) 教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフ、部活動指導員（中学校対象）などの人材や、校務支援システムなどをしっかりと活用し、教職員の負担軽減につなげることにより、引き続き、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>教員が児童生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進するため、学校業務アシスタント・スクールサポートスタッフ・部活動指導員（中学校対象）などの配置を最大限活用しつつ、教員の負担軽減を図る活用法を探求していく。また、校務支援システムについても、負担軽減につながる操作方法の共有を図り、時間に余裕が生まれるよう努めている。</p>
<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>教員が児童生徒及びその家庭と向き合える環境整備を推進するため、学校業務アシスタント・スクールサポートスタッフ・部活動指導員（中学校対象）などの配置を最大限活用しつつ、教員の負担軽減を図る活用法を引き続き探求していく。また、校務支援システムについても、負担軽減につながる操作方法の共有を図り、時間に余裕が生まれるよう引き続き努めている。</p> <p>監査結果について、各校への情報共有を図り、引き続き、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めていく。</p>	

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 事務の適正執行について【法規性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、複数の学校で事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>学校外に発出する文書については起案を行い、上位職である校長・教頭により文書の内容を確認し、決裁後、関係機関等へ発出している。</p> <p>起案時に報告内容等に不備がある場合は、上位職より起案職員に修正事項の確認を行うことにより、内部牽制体制が機能するよう努めている。</p> <p>職員がより適正な事務執行ができるよう、今後も内部のチェック機能の体制づくりの整備と、内部事務管理の徹底を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>支出事務の適正処理などの事務の適正執行について、校長会において、全小中学校に周知し、内部事務管理の徹底を図っている。</p>
<p>イ 学校づくりビジョン推進事業費や開かれた学校づくり推進事業費で購入している消耗品費等については、本来その事業費で購入すべきものかどうかを改めて確認したうえで支出すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日</p> <p>該当事業に係る消耗品等を購入する際には、担当者だけの判断ではなく、管理職とその必要性を確認し、目的に沿った物品を購入するようにしている。今後も、その事業費で購入すべきものかを確認したうえで適正な執行に努めていく。</p>
<p>ウ 納品書や請求書に記載されている日付と、実際に受け取った日付にずれがある場合、受付印を押すなど支払決裁の起算点が明確になるようにすること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日</p> <p>納品書や請求書に記載されている日付と、実際に受け取った日付にずれがある場合は、実際の日付で受付印を押し、決裁の起算点が明確になるよう、あらためて周知を行った。</p>

<p>エ 修繕等にかかる費用の妥当性については、学校のみで判断することは困難かもしれないが、教育委員会とも連携を取りながら、適正な金額での執行ができるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 学校で判断に迷う修繕については、教育委員会と連携を取りながら、実績のある業者を選定し、適正な金額での執行に努める。</p>
<p>② 共同学校事務室と各学校の管理職による事務処理チェック体制について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室が設置され、同事務室では財務帳票の点検業務も行われており、各学校の財務会計事務の一定の適正性が保持されている。しかし、共同学校事務室のチェック機能に依存し、管理職によるチェック機能が働いていないと思われる事例も見受けられる。共同学校事務室において財務事務に関する知識のさらなる集積を図るとともに、各学校においても事務処理に係るチェック体制の強化を図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 学校内での財務決裁を受ける前に、共同学校事務室において、各校の事務職員が処理した財務帳票の点検業務を行っている。このことにより、各校の財務会計事務が適正に執行できるよう担保されている。さらに、管理職による決裁時のチェック機能と内部牽制機能を高めることにより、学校での財務の承認と決裁を行っている。今後も管理職及び事務職員の財務事務に関する知識を蓄積するとともに、共同学校事務室の組織を活用しながら、管轄する学校への周知を行うなど、校内の財務処理に係るチェック体制の強化を図っている。</p> <p>【継続努力】 令和 5年 3月31日 支出事務の適正処理などの事務の適正執行について、校長会において、全小中学校に周知し、内部事務管理の徹底を図っている。 また、共同学校事務室室長会においても同様に周知を行い、各校事務処理チェック体制の強化を図るよう努めている。</p>
<p>イ 各学校における発注にあたり、共同学校事務室が見積書を徴取し、その見積結果をもって、共同学校事務室管轄内の学校の発注業者、発注価格が決められている事例がある。教育委員会は、適正な事務執行が行われるよう整理を行い、早急に必要な改善を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 7月22日 共同学校事務室が見積書を徴取し、その見積結果をもって、共同学校事務室管轄内の学校の発注業者、発注価格が決められていたものについて、事務執行方法の整理を行い、令和4年度発注分から教育委員会において手続きを行うように変更した。</p>
<p>③ 学校内の環境整備について【住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 学校の敷地は広く、管理が大変であることは十分理解できるが、子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 定期的に安全点検を実施し、学校施設や敷地内に損傷や危険箇所がないか確認している。修繕の必要がある場合は、その都度対応するとともに、高額の費用を要するなど学校での対応が困難な場合は、子どもたちが近づくことのないように安全対策を講じたうえで、教育委員会へ迅速に報告、情報共有を図っている。</p>
<p>イ 校庭の切株などは、子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 定期的に安全点検を実施し、切株など子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。</p>

<p>ウ 遊具を含めて校内で修繕が必要なものについては、安全性の面のみならず、子どもの視点に立って早急に対応を行い、子どもたちが教育を受けるうえで支障が生じている状態が継続することのないよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 遊具の点検については教育委員会で行っているが、学校でも定期的に安全点検を実施しており、日ごろから教職員による見回りを行うことで、危険個所の把握に努めている。危険箇所等の不具合がある場合は早急に修繕をしたり、困難な場合は子どもたちが近づかないよう安全対策を施したうえで教育委員会へすみやかに報告をしたりし、対応を行っている。</p>
<p>エ 倉庫内の配置については、重いものを棚の上部に置くなどけがの恐れがある状態とならないよう、倉庫内のレイアウトも含め、事故を未然に防ぐことができるように工夫して整理すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 倉庫内の棚の上部には荷物を置かないようにしている。収納場所の都合で棚の上部に置かなければならない場合でも、軽い物を上部に置き、重量のあるものは下部におくように配置を工夫している。</p> <p>【措置済】 令和 5年 1月 6日 倉庫内の棚の上部には荷物を置かないように引き続きしている。収納場所の都合で棚の上部に置かなければならない場合でも、軽い物を上部に置き、重量のあるものは下部におくように配置を工夫している。</p> <p>令和5年1月6日に小中学校向けに監査担当者会議を開催し、監査結果の共有を図り、倉庫内の配置について、安全に配慮した配置となるよう再度周知を行った。</p>
<p>オ 子どもたちが利用する相談室については、学校によっては入退室が人目につきやすい場所に配置されているところがある。子どもたちのプライバシーを守るという観点からも、レイアウトを工夫するなど入退室について配慮を行い、利用しやすい相談室となるよう努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 4年 9月30日 相談室を利用する子どもたちのプライバシーを守るため、人目につかないように相談時間を定めるなどの配慮を行っている。また、衝立を配置するなどして室内のレイアウトを工夫したり、入退室の方法についても配慮を行い、子どもたちが安心して利用できる相談室となるよう努めている。</p> <p>【措置済】 令和 5年 1月 6日 相談室を利用する子どもたちのプライバシーを守るため、人目につかないように相談時間を定めるなどの配慮を引き続き行っている。また、衝立を配置するなどして室内のレイアウトを工夫したり、入退室の方法についても配慮を行い、子どもたちが安心して利用できる相談室となるよう引き続き努めている。</p> <p>令和5年1月6日に小中学校向けに監査担当者会議を開催し、監査結果について、各校への情報共有を図り、子どもたちが安心して利用できる相談室となるよう再度周知を行った。</p>

<p>カ 校内の防犯カメラのモニターについては、職員室内のどこからでも見ることができるよう、複数台の設置の検討も含め、配置を工夫すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日 防犯カメラのモニターは、全職員が確認しやすい場所に設置し、日常的に複数の目で確認できるようにしている。また、周囲には遮るものを置かないようにしている。</p>
<p>④ 事故の発生と再発防止について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、子どもたちのけが等の発生状況と原因を把握し、情報を共有するとともに、その分析を通じて再発防止に取り組むこと。特に施設面の不備が事故の原因であれば、その修繕等の対応を行うこと。また授業中に発生した事故であれば、教員の指導状況を確認し、必要に応じて改善を促すこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、子どもたちのけが等の発生状況と原因を把握し、それを分析して再発防止に向けた取り組みを行っている。 施設設備の不備による事故が発生した場合は、事故再発を防ぐための修繕をすみやかに行い、授業中の事故であれば、状況を確認し、授業の指導改善を促すとともに、全教職員に注意喚起及び施設不備の早期発見のため安全点検の徹底の意識づけを行っている。</p>
<p>⑤ ICT技術活用による教育効果について【経済性・効率性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 令和2年度中に、全小中学校において、児童生徒に1人1台のタブレットが配備され、教室ごとにモニターとの無線LAN環境も整備され、その環境で、令和3年度当初から、授業における運用が行われている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年9月は、学校と自宅をつないだオンライン学習が本格的に実施され、この経験により、児童生徒・教員のICT活用力向上などのメリットが生じているが、デメリット（機器の接続等不調、児童生徒による一方的接続停止、体調・精神面の不良表出等）も生じている。 今回のオンライン学習の検証を十分に行い、今後の緊急時におけるオンライン学習や通常時のICTを用いた授業に活かしていくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日 1人1台のタブレット端末配備が実現し、これまで以上にICTの特性を活かした授業づくりが可能となった。 今年度は、児童生徒が定期的に家庭にタブレットを持ち帰るようにし、タブレットでの宿題も課している。さらに、児童生徒自身が課題に合わせて学習を進めたり、プレゼンを作成して発表したりと、ICTを活用した授業づくりを進めている。今後も、職員研修を通して、ICTの効果的な活用方法を探究し、児童生徒一人ひとりに対して最も適した学びが実現できるよう、教育委員会とも連携して組織的な推進に努めていく。 また、ICT技術活用における機器の接続不調などのデメリットや課題についても十分に検証し、教育委員会とも連携・情報共有を図りながら効果的な活用につなげていく。</p>
<p>イ コロナ禍におけるオンライン授業においては、不登校である子どもたちが参加するなどの効果もみられた。こうした点も含め、ICT技術を活用した取り組みのメリット・デメリットや今後の課題について整理し、より効果的な活用について取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 9月30日 コロナウイルス感染症による学級閉鎖のときだけでなく、平常時にもオンライン授業を活用し、学校に登校しにくい児童生徒についてもオンライン授業を提供している。今後も、ICT技術を活用した取り組みのメリット・デメリットを整理し、より効果的な活用について取り組んでいく。</p>

<p>ウ タブレットの配備などICT活用の進展に伴い、資料などのペーパーレス化に取り組むとともに、従来必要であった用紙購入などにかかる需用費の削減など、経費面での見直しにも取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 タブレットの配備や今年度から導入となったHome & School（学校保護者連絡システム）の活用により、電子上での資料提供が可能となり、保護者の利便性も考慮しながらできる部分から、学校でのペーパーレス化を進めているところである。これにより、従来必要であった用紙購入などにかかる需用費の削減に努めながら、現状に合った効果的な予算編成、予算執行に取り組んでいる。</p>
<p>エ 修学旅行などの説明会をオンラインで行った学校もあり、このような新たな取り組みは評価できる。今後も、オンラインにおける課題などを整理するとともに、職員会議のオンラインでの実施なども含め、より効率的な業務遂行に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 修学旅行・説明会自然教室の説明会のオンライン開催や、感染対策により保護者参観ができなかった行事の様子配信など、学校行事におけるオンラインの活用が進んできている。今後も、積極的に活用を進め、課題や効果を検証し、効率的な業務遂行に取り組んでいく。</p>
<p>⑥ ホームページの活用について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 学校により、活用の方法・頻度が異なるが、修学旅行中に当日の写真をアップしている学校もあり、保護者にとっても日頃見られない子どもの学校生活の状況などをホームページを介して見ることができる面もあるので、今後もホームページの積極的な活用を図っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 修学旅行や自然教室に加え、授業等、学校生活の状況についてもホームページで写真をアップしながら、日常的にタイムリーな情報発信に努めている。今後もホームページの積極的な活用を図っていく。</p>
<p>イ また、学校活動における生徒の顔写真の掲載や、部活動での大会等における生徒の氏名掲載については、事前に本人の承諾を得てから掲載しているとのことであり、今後も、個人情報の掲載には十分留意を払うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 学校活動における生徒の顔写真の掲載や児童の名前の掲載について、事前に保護者の承諾を得るようにし、承諾が得られない児童の顔写真や名前については、掲載しないようチェックを徹底している。今後も個人情報の掲載については留意を払っていく。</p>
<p>ウ ホームページの活用にあたっては、教員の負担増にならないよう留意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 ホームページの掲載については、管理職が中心となり行う、一部の教員に負担が集中しないよう分担を行うなど、教員の負担増にならないよう留意している。</p>
<p>⑦ 校務支援システムの有効活用について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 校務支援システムの機能について、教員の出退勤管理、児童生徒の出席管理に加え、令和3年度からは成績管理が追加されている。追加された機能については、システムの不具合もあり、また慣れるのにも大変であったとのことであるが、システム統一により、勤務先の学校が変わっても戸惑わなくても済むというメリットがある。今後、教育委員会との調整により、システム改善を図り、教員の負担軽減につなげるとともに、三重県教育委員会独自のシステムや近隣市町のシステムとの連携も視野に入れ、更なる効率化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日 校務支援システムは、教員の出退勤管理、児童生徒の出席管理、成績管理等の機能があり、職員の効率的な校務処理に役立っている。システムの不具合や改善要望については、校内の担当がまとめて教育委員会に伝え、徐々に反映もされてきているところである。システム導入会社のサポートデスクによるフォロー体制も整備されており、安心して使用できている。</p>

<p>⑧ コミュニティスクールの効果について【住民福祉の向上・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>令和3年度には、全小中学校がコミュニティスクールの指定校となった。コミュニティスクールの取り組みにより、各学校ごとに、地域住民が学習や学校の活動を支援したり、運営協議会への参画により学校と一体となって教育方針の決定等に参画したり、また、児童生徒が地域行事に参加したり、地域の人々との交流を深めたり、地域とともにある学校づくりを進めている。これらの取り組みについて、地域住民による学校運営への参画、地域と学校との交流・連携をさらに充実させ、教育的効果をさらに高めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>定期的にコミュニティスクール運営協議会を開催し、運営委員の方から様々な意見を伺うなど、地域とともにある学校づくりを目指している。また、校区内の保育園・幼稚園・小学校・中学校とのつながりを意識した取り組みとして、合同行事や中学校から小学校への乗り入れ授業、小6児童の部活動見学等を行っており、一貫性・連続性のある教育的効果向上に努めている。</p>
<p>⑨ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>ア 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「よっかいち任用講師」「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により全校への配置や各校の特性に応じて配置され効果を上げており、継続して各学校に応じた教育の充実を図っていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>市費による教員の配置・活用により、さまざまな背景や課題を持つ子どもたちへのきめ細やかな指導や対応、少人数指導や特別支援教育の推進、小中連携など進めることができている。今後も学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。（令和3年5月1日時点、よっかいち任用講師18名、学校教育アシスト等の非常勤講師251名を配置）</p>
<p>イ 学校における重要な役割を担っている介助員、支援員、医療的ケアサポーターをはじめ、正規職員以外の教職員に対して、校長や教頭をはじめとした管理職は、きめ細やかなコミュニケーションをとることを心掛け、皆が快適に業務に従事できるような環境づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>介助員などの正規職員以外の教職員に対して、管理職はもとより、職場全体でコミュニケーションを取り合うよう心掛けている。管理職は、日常の校内巡回時や休憩時間等に対話をするなど、きめ細やかなコミュニケーションをとることを心掛け、働きやすい職場環境づくりに努めている。</p>
<p>⑩ 特別支援を要する児童への対応について【住民福祉の向上・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>各学校において、特別支援を要する児童の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っているが、継続して各学校の特性に応じて対応していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>介助員や支援員の配置により、個々の状況に応じた学習機会を提供できる状況である。また、保護者と相談しながら必要に応じて他機関との連携も行っている。</p>
<p>⑪ 中学校における学校図書室活用について【有効性の視点】</p> <p>【中学校共通事項】</p> <p>小学校においては、学校図書室が児童の読書等に多く利用されているが、中学校においては、授業での調べもの学習において利用されることはあるものの、学校図書室の利用が少ない状況がある。例えば地域住民の利用を図るなど、中学校の学校図書室の活用方法について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>中学校では、図書委員会を中心に、昼休みや放課後に図書室を開館し、生徒が利用できる時間を確保している。また、図書館司書の協力を得ながら図書室の利用を促進する行事を企画したり、生徒からのリクエストによる選書を行ったりしながら、図書室の利用率が上がるよう努めている。</p>
<p>⑫ 読書活動の充実について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>朝の10分読書活動等における読書については、子どもたちの興味を把握するために読書記録をつけることも有効な手段の1つと考えられる。他自治体等における読書通帳などの取り組みも参考にし、さらなる読書活動の充実に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>朝の10分間読書活動等により、児童生徒が様々な分野の図書に触れることができるようにしたり、落ち着いて学校生活をスタートできるよう工夫したりしている。また、図書館司書と連携を図りながら、児童生徒が興味を持てるような活動を行い、読書活動の充実に向けて取り組みを進めている。</p>

<p>⑬ 性的マイノリティの子どもたちへの対応について【住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 性的マイノリティの子どもたちに対しては、周囲の理解が重要であり、着替えにおける配慮などを含め、しっかりとフォローを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>人権学習や道徳の授業において、性的マイノリティの理解につながる授業を行っている。また、性的マイノリティの子どもたちに対しては、着替えにおける配慮などを含め、フォローを行っていく。</p>
<p>⑭ ピロリ菌検査や子宮頸がんワクチンの接種について【住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 新たな取り組みであるピロリ菌検査や再勧奨が始まる子宮頸がんワクチンの接種については、保護者からの問い合わせに対応できるよう情報把握を行い、適切な情報提供に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>ピロリ菌検査や子宮頸がんワクチン接種は、市や国の事業として行われているもので、学校としては各家庭の判断に委ねている。また、これらの相談や情報提供を学校が求められた場合は、市の担当課に問い合わせさせていただきよう、保護者に案内している。</p> <p>また、中学校においては、ピロリ菌検査は、学校検尿検査を利用して実施されており、希望する生徒が確実に検査できるよう、担当部署と連携の上、申込書や尿の回収に漏れがないよう努めている。</p>
<p>⑮ 若手教職員の育成について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 経験年数が少ない教職員が多くなっている状況に対しては、校長OBなどの経験ある職員などの活用によるフォローアップをしっかりと行い、若手教職員へのきめ細やかな指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>経験年数が少ない教職員に対し、教育アドバイザーなどの経験豊富なOBを活用し、若手教職員へのきめ細やかな指導を行っている。また、校内の経験のある教職員からの指導を受けることにより、さらなるスキルアップにも努めている。</p>
<p>⑯ 財産管理について【合規性の視点】 【三重小学校】 隣接する民家との境界について不明確な状況がみられた。教育委員会と連携して現状に至った経緯を把握し、適切な対応を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 4年 9月30日</p> <p>隣接する民家との境界について、教育委員会と経緯を確認した。今後も教育委員会と連携して、不明確な状態に至らないように状況把握に留意し、適切な対応を行っていく。</p>

リスク発現の可能性があるもの

監査結果	対応状況
<p>(4) 理科薬品の適正な管理におけるリスク ◆理科薬品の保管・管理は適正になされているか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) × 平成29年に教育委員会事務局から出された通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、保管・管理の徹底を図っているが、管理記録の事務処理が不適切である学校が見受けられた。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日 理科薬品については、毎月1回理科担当教員により残量と使用簿の照合を行い、学校長の定期点検を実施するとともに、抜き取り実査も実施し記録簿に記入している。 平成29年度の教育委員会からの通知に基づき、薬品簿の適正記入、薬品の管理だけでなく、理科室及び理科準備室の整理整頓を常に行っている。また、実験に係る備品や薬品の購入についても余分なものを購入しないよう精選している。 校長会において、全小中学校に周知し、理科薬品の適正な保管・管理の徹底を図っている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日 理科薬品については、理科担当教員により残量と使用簿の照合を行い、学校長の定期点検、抜き取り実査も実施し記録簿に記入し、引き続き適正管理に努めている。 薬品簿の適正記入、薬品の管理だけでなく、理科室及び理科準備室の整理整頓を常に行っている。また、実験に係る備品や薬品の購入についても余分なものを購入しないよう引き続き適正な精選に努めている。 校長会において、全小中学校に周知し、引き続き理科薬品の適正な保管・管理の徹底を図っている。 監査結果について、再度、各校への情報共有を図り、理科薬品の適正な管理に努めるよう周知を行っている。</p>
<p>(6) 教員の部活動における業務負担に関するリスク 【中学校共通事項】 ◆部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。しかし、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。</p> <p>リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現) △ 「部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っている。未経験者の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動協力員など地域人材の活用についても取り組みを進める必要がある。</p>	<p>【 対応状況 】 令和 4年 9月30日 「部活動ガイドライン」に基づいて、平日及び土日休日に部活動休養日を設けることにより、生徒や教員の休養が充分にとれるように計画している。また、生徒数の減少に伴い、部活動数の見直しを行うなど、複数顧問体制の実現に向けても取り組みを行っている。さらに、部活動指導員の活用により、適切な技術的指導が行われており、顧問の負担軽減と生徒の意欲向上に効果を上げることができている。</p> <p>【 対応状況 】 令和 5年 3月31日 ガイドラインに基づいて、平日及び土日休日に部活動休養日を設けることにより、生徒や教員の休養が充分にとれるように計画している。また、生徒数の減少に伴い、部活動数の見直しを行うなど、複数顧問体制の実現に向けても取り組みを引き続き行っている。さらに、部活動指導員の活用により、顧問の負担軽減と生徒の意欲向上に効果を上げることができている。 監査結果について、再度、各校への情報共有を図り、教員の部活動における業務負担軽減に向けて引き続き取り組みを行っている。</p>